

附属86回 コラボ講演会 第1部

## いまなぜ「ジャーナリズム」なのか

山田健太(言論法)

2023.12.10 東京理科大/森戸記念館

1

### 本日の40分

- 研究者(というより教育者)博物館(学芸員)現場主義(観察者)
- **ワイン**(というよりワイナリー)
- ↓
- 研究・実践活動の系譜と軸足
- いつも書いていること(出版の中身)
- ↓
- なぜ情報法ではなく「言論法」と呼称しているのか
- なぜメディアでなく「ジャーナリズム」にこだわるのか

2

### 「言いたいことが言える」社会

- 自由な情報流通を支える法制度

↑

言論・表現の自由の制度保障

- 言論公共空間の提供

↑

健全な**ジャーナリズム**

3

### 戦後メディアの時代区分

年代	時代名称	象徴的な状況
1950～65年	構築の時代	表現の自由に関する法・社会制度の整備
1965～85年	躍動の時代	やりたい放題と政治からの攻撃との攻防戦
1985～2005年	挟撃の時代	政府と市民の双方から厳しい批判の対象
2005年～現在	忖度の時代	市民・立法・行政の三者間で進むスパイラル
今から(2023年～)	監視の時代？	優しい顔をした監視社会と従順なメディア

4

## 社会的なメディア批判の強まり

年代	対メディア感情	象徴的なワード
1970年代	疑問	紙上裁判
1980年代	批判	報道と人権
1990年代	不信	報道被害者
2000年代	否定	マスゴミ
2010年代	不要	フェイクニュース オワコン
2020年代	排斥(無視)	AI?

5

## ジャーナリズム・言論法にこだわり続ける40年

- フィールド  
大学での研究・教育活動 NPO・市民活動
- 対象  
言論・表現の自由 人権法(憲法)  
新聞・放送・出版・WEB・図書館・博物館
- 立ち位置  
在野 理論(研究者)と実践(現場)  
実務経験(新聞協会+キュレーター) 研究職

6

## 大学教育における実践

専修大学 2006年入職  
マスコミ・ジャーナリズム講座 唯一の専任教員

- 2010年 人文・ジャーナリズム学科 開設  
日本初の「ジャーナリズム」を冠する学科
- 2019年 ジャーナリズム学科 開設  
ジャーナリズム特化した専門科目が100  
学士(ジャーナリズム)
- 2025年 大学院ジャーナリズム学専攻 開設(予定)  
修士(ジャーナリズム学)

7

山田健太 著  
『いま、なぜジャーナリズム教育か』

専修大学ジャーナリズム学講座にあたって

ジャーナリズムの意義

「ジャーナリズム」とは、社会の公衆の利益のために、事実を調査・報道し、意見を表明する活動のことである。その本質は、社会の公衆の利益のために、事実を調査・報道し、意見を表明することにある。その本質は、社会の公衆の利益のために、事実を調査・報道し、意見を表明することにある。

ジャーナリズムの歴史

ジャーナリズムの歴史は、長い。その起源は、古代のギリシアやローマにまで遡ることができる。その本質は、社会の公衆の利益のために、事実を調査・報道し、意見を表明することにある。その本質は、社会の公衆の利益のために、事実を調査・報道し、意見を表明することにある。

ジャーナリズムの現状

ジャーナリズムの現状は、厳しい。その理由は、社会の公衆の利益のために、事実を調査・報道し、意見を表明することにある。その本質は、社会の公衆の利益のために、事実を調査・報道し、意見を表明することにある。

ジャーナリズムの未来

ジャーナリズムの未来は、明るい。その理由は、社会の公衆の利益のために、事実を調査・報道し、意見を表明することにある。その本質は、社会の公衆の利益のために、事実を調査・報道し、意見を表明することにある。

8



9



10

## 新聞界における実践

日本新聞協会 1984年入職  
報道倫理団体であり経営者(業界)団体

- 80年代後半～ NIE・人権擁護制度の紹介と実践  
報道倫理・紙面審査制度の開発・実践
- 90年代前半～ 再販制度ほか法制度の整備  
メディア特恵的待遇に関する理論構築
- 90年代後半～ 信頼度向上のための事業開拓  
初のテレビCM(爆笑問題の起用) 無購読者調査の実施
- 2000年代～ 日本新聞博物館の立ち上げ  
新聞ジャーナリズム・表現の自由の啓蒙活動

11



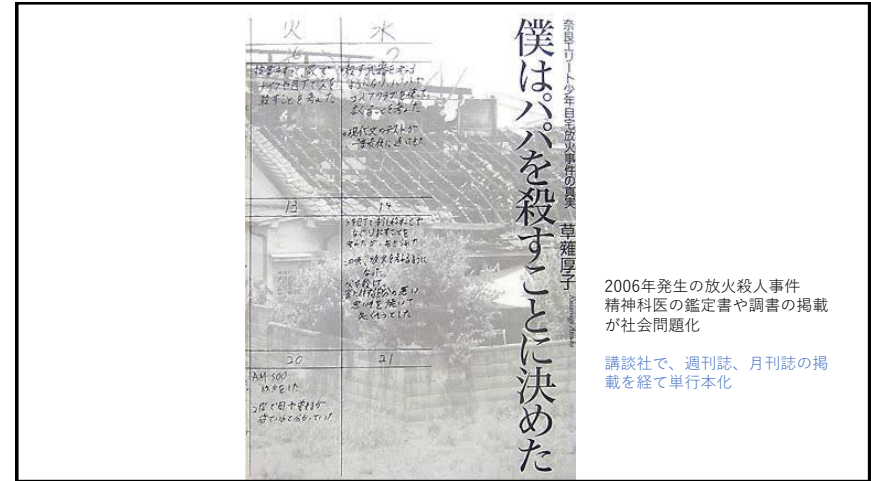
12

### 報道界における実践

メディア界の第三者機関や関連学会活動

- 放送倫理  
2007~13年 BPO放送人権委員会
- 出版倫理  
2007~8年 講談社「僕パパ」調査委員会
- 法制倫理全般=学会  
2004年~ 出版学会理事  
2007年~ マスコミュニケーション学会理事  
日本編集者学会 国際人権法学会  
日本公法学会 日本スポーツ法学会 など

13



2006年発生の放火殺人事件  
精神科医の鑑定書や調書の掲載  
が社会問題化

講談社で、週刊誌、月刊誌の掲載を経て単行本化

14

### 市民活動における実践

人権擁護・表現の自由団体における活動

- 日本ペンクラブ  
言論表現委員長→専務理事→副会長
- 自由人権協会  
理事・事務局長
- 情報公開クリアリングハウス、放送批評懇談会  
理事
- その他の公職  
世田谷区個人情報保護審議会 名取洋之助賞選考委員会

15



16

## 出版における実践

ジャーナリズム学にこだわった書籍の刊行による「学」の定着

- 言論法
  - 『法とジャーナリズム』『ジャーナリズムの倫理』
  - 『言論の自由～拡大するメディアと縮むジャーナリズム』
  - 『放送法と権力』
- ジャーナリズム研究
  - 『現代ジャーナリズム事典』『ジャーナリズム行方』
  - 『沖縄報道～日本のジャーナリズムの現在』
  - 『311とメディア』『見張塔からずっと』『愚かな風』

17



18

朝日新聞 2004.12.26付 朝刊 書評欄

77

**佐柄木俊郎**

『言論の自由』(山田健太)は、言論の自由の重要性を説き、メディアの責任を問う。『放送法と権力』(山田健太)は、放送法の歴史と現状を分析し、権力の濫用を警告する。『法とジャーナリズム』(山田健太)は、法とジャーナリズムの関係を探る。『現代ジャーナリズム事典』(山田健太)は、ジャーナリズムの歴史と現状を網羅的に紹介する。『ジャーナリズム行方』(山田健太)は、ジャーナリズムの未来を展望する。『沖縄報道～日本のジャーナリズムの現在』(山田健太)は、沖縄の報道状況を分析する。『311とメディア』(山田健太)は、311震災とメディアの関係を探る。『見張塔からずっと』(山田健太)は、見張塔の歴史と現状を伝える。『愚かな風』(山田健太)は、愚かな風を諷刺する。

書評委員 お薦め「今」

19

朝日新聞 2004.12.26付 朝刊 書評欄

**叱咤激励が随所に**

報道の担い手に対する「愛」

水野 剛也

『言論の自由』(山田健太)は、言論の自由の重要性を説き、メディアの責任を問う。『放送法と権力』(山田健太)は、放送法の歴史と現状を分析し、権力の濫用を警告する。『法とジャーナリズム』(山田健太)は、法とジャーナリズムの関係を探る。『現代ジャーナリズム事典』(山田健太)は、ジャーナリズムの歴史と現状を網羅的に紹介する。『ジャーナリズム行方』(山田健太)は、ジャーナリズムの未来を展望する。『沖縄報道～日本のジャーナリズムの現在』(山田健太)は、沖縄の報道状況を分析する。『311とメディア』(山田健太)は、311震災とメディアの関係を探る。『見張塔からずっと』(山田健太)は、見張塔の歴史と現状を伝える。『愚かな風』(山田健太)は、愚かな風を諷刺する。

20



21



22



23



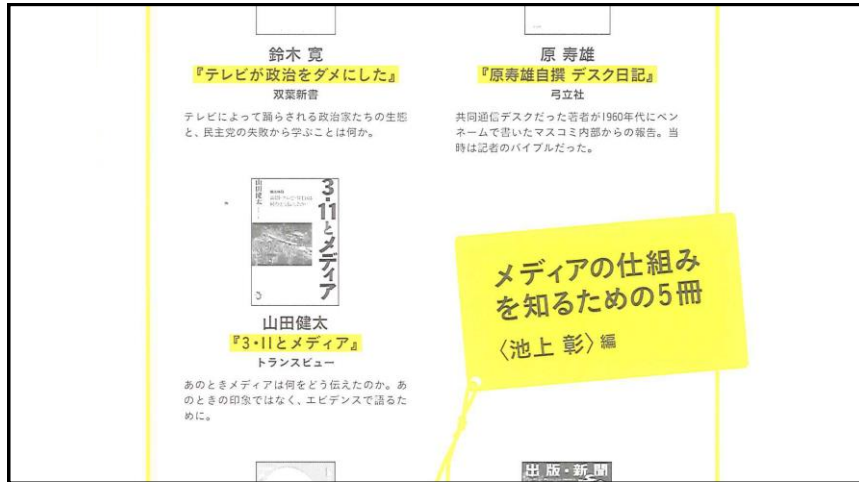
24



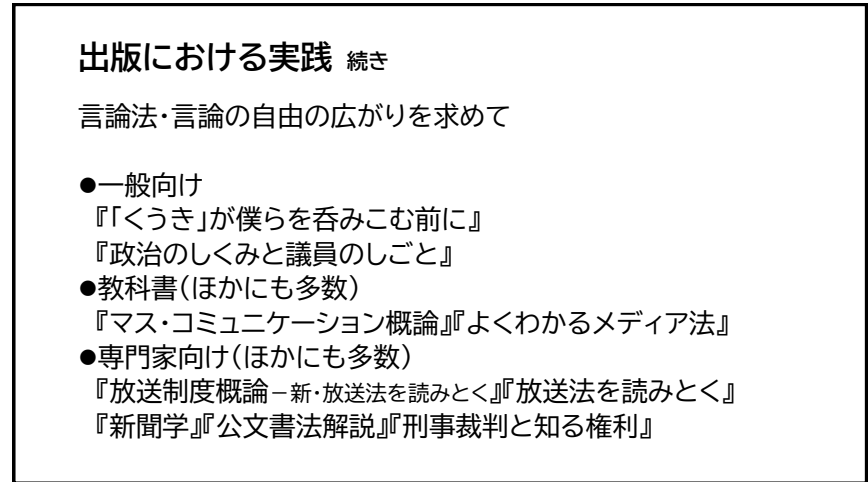
25



26



27



28



29



30



31



32



## 執筆活動における実践

新聞連載等を通しての批判と応援

### ●新聞連載

琉球新報「メディア時評」2008年～ もうすぐ200回  
 東京新聞「時代を読む」「見張り塔から」2017年～  
 毎日新聞「ジャーナリズムウオッチ」2007～18年  
 神奈川新聞ほか各紙「ジャーナリズム時評」など  
 最初は神奈川新聞92年・沖縄タイムス07年・東京新聞09年

### ●その他の執筆

『月刊民放』連載 など

33



34

## 日本型「表現の自由」モデルへの期待

35

## 最高水準の表現の自由とマスメディアがある国

世界でほぼ「唯一」の絶対的表現の自由

↑ 検閲も盗聴も憲法で禁止している国は「当たり前」ではない  
 戦前・戦中の言論弾圧の反省

世界でほぼ「唯一」のマスメディアが存在

↓ 国中どこでもアクセスできることは「当たり前」ではない  
 新聞 テレビ 本・雑誌

36

## 「表現の自由」はガラスの城

### • 3つの天敵

遠慮がない自由な言論(身勝手)

政府の剛腕による自由の制約(カづく)

何となく言えない不自由な空気(忖度)

+

ハイトスピーチに代表される精神的結界(閾値)の低下  
ネット言論がリアル社会を動かす事態

37

## 意識されなかった「不自由」さ

### • じわじわ

ゆでガエル状態 →気がつかず

### • 周縁

プリミティブ表現(デモ、集会、ビラ) →気にせず

↓

表現の自由は弱いところから侵蝕する

日本のいまを客観視することでの気づき(の可能性)

38



39

私達の知る権利はとどろく

Web 読者の実勢!

放送法遵守を求める視聴者の会

40



41



42

### 自由の国際的危機とジャーナリズムの希薄化

- 国家的利益の優先  
国の安全と個人の自由・権利の関係
- 例外の一般化  
原則と例外の関係
- マスメディアの衰退  
継続安定的な社会監視機能
- 職業ジャーナリストの埋没  
高度な職業倫理と社会的責務

43

### 作られやすい「くうき」

- AI社会の危うさ  
知らないうちに形成されるくうき(AI)  
無意識に誘導され煽動する可能性(悪の凡庸)  
何となく言えなくなる窮屈さ(監視)
- +
- ポスト・フィルターバブルによる社会の分断  
AIがリアル社会を動かしかねない事態

44

## 意識できない「管理」化

- アルゴリズムへの依存  
確率的「多数」による支配 → 気がつかず
- ビックデータへの信頼  
個人情報・監視の切り売りと表裏 → 気にせず  
↓  
効率性や心地よさへの馴れは止まらない  
欧州の危機感を共有することでの気づき(の可能性)

45

## ニュース接触状況

- ニュース無関心層の拡大(ニュースに無縁が2割弱)  
ただし積極的回避比率は低い国(戦争・政治など)
- 主流となっているサイドドア・アクセス(入口)
- 圧倒的なスマホ利用(ソーシャルネイティブの拡大)
- ジャーナリストよりインフルエンサーを信頼
- 報道よりアルゴリズムを信頼
- オンライン上での議論は傍観
- 最低レベルの有料オンラインニュース購読

46

## 表現の自由って何だ

- 伝えたいことを(内容)
  - 伝えたいときに(時)
  - 伝えたいところで(場所)
  - 伝えたいように(方法)
- 伝えられること(言えること、書けること……)

47

## 大学教育を通じて実現をめざすもの

日本で唯一のジャーナリズム学科だからこそ、あえてメディアではなく「ジャーナリズム」にこだわり続ける

- 賢い市民を作る  
きちんと自分で考え判断できること  
多様な価値観を理解し行動に反映できること
- 好奇心・想像力・行動力  
被災地・集住地区プレスツアーの継続  
沖縄・広島を通じ日本・世界を考える現地講座の実施

48

山田健太 プロフィール

専修大学ジャーナリズム学科 教授  
(言論法、ジャーナリズム学)

yamada.kenta@nifty.com  
http://presslaw.xsrv.jp/


日本ペンクラブ副会長、自由人権協会JCLU理事(元・事務局長)、情報公開クリアリングハウス理事、放送批評懇談会理事 など。



49

主な著作物

『法とジャーナリズム 第4版』勁草書房  
『ジャーナリズムの倫理』勁草書房  
『沖縄報道～日本のジャーナリズムの現在』ちくま新書、『放送法と権力』田畑書店、『愚かな風～村度時代の政権とメディア』田畑書店、『見張塔からずっと～メディアと政権の8年』田畑書店、『言論の自由～拡大するメディアと縮むジャーナリズム』ミネルヴァ書房、『ジャーナリズムの行方』三省堂、『3・11とメディア～新聞・テレビ・WEBは何をどう伝えたか』トランスビュー、『現代ジャーナリズム事典』三省堂(監修)、『政治のしくみと議員のしごと』トランスビュー(編著) など。

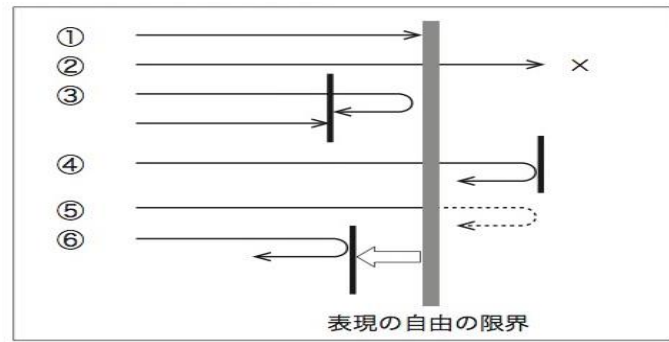


50

- 以下、参考資料

51

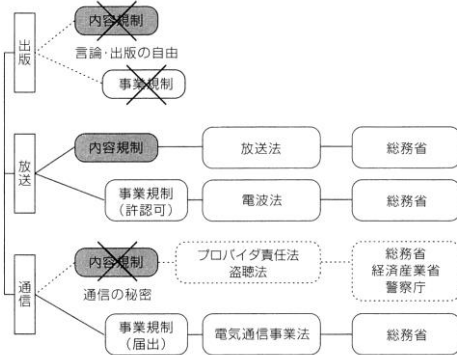
表現の自由の境界線



表現の自由の限界

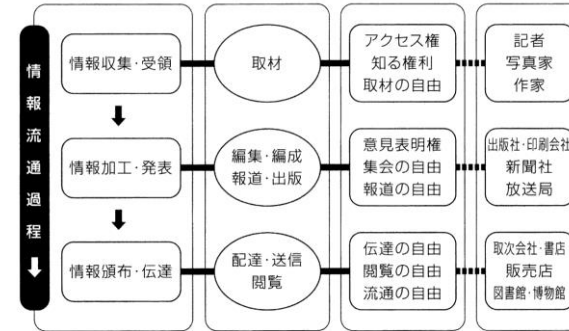
52

## 媒体別の規制



53

## 過程別の規制



54

## デジタル・ネットワーク状況への対応

1990～ パソコン通信 ニフティ 2ちゃんねる  
 2000～ インターネット Yahoo! ニコニコ ミクシー  
 2010～ スマホ・SNS Twitter Instagram LINE  
 2020～ AI ビックデータ チャットGPT

- 個人情報/プライバシーの保護  
 プライバシー権の発達 19→20→21世紀(世界)
- データ利活用のための法整備  
 個人情報保護法の変遷 第1→第2→第3→第4世代(日本)

55

## プライバシーの権利の発達過程

**第1世代・19世紀** 私生活秘匿権＝放っておいてもらう権利  
 (1890年代～) 人格権派生の消極的権利  
 ↓ イエロージャーナリズムへの対抗

**第2世代・20世紀** 自己情報コントロール権＝自分で管理する権利  
 (1970年代～) 国家権力への対抗も想定した自己決定権  
 ↓ コンピュータによる情報管理も視野

**第3世代・21世紀** 自己情報監視請求権  
 (2000年代～) =社会にシステム監視を求める権利  
 忘れさせる権利(消去権)  
 デザイン・コントロール? プライバシー信託?

56

## 情報(データ)利活用に伴う法制度の変遷

- 第1世代** 旧・行政機関個人情報保護法(1988)  
高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(2000)
- 第2世代** 個人情報保護法、行政機関個人情報法、独立法人個人情報法(2003)  
住基ネット1次稼働(2002)
- 第3世代** 改正・個人情報保護法=ビックデータ活用法(2015)、医療ビッグデータ法(2017)、スーパーシティ法=改正国家戦略特区法(2020)  
マイナンバー本格稼働(2016)
- 第4世代** 新・個人情報保護法=包括的個人情報利活用法(2021)  
デジタル社会形成基本法(2021)、デジタル庁設置(2021)、  
改正マイナンバー法=マイナカード義務化法(2021)

57

## 行政チェック制度

- 20世紀型** 議会 司法 行政(内部監査)  
古典的な三権分立によるチェック&バランス  
↓
- 21世紀型** 新しいチェックシステム  
住民の目= 情報公開制度+審議会制度  
透明性・日常的チェック 専門性・定期的チェック  
↓
- わずか20年度崩壊??  
審議会の実質廃止  
情報公開制度の空洞化(個人情報保護条例改定の余波)

58